

卸電話等サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この卸電話等サービス契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第19条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより卸電話等サービス（当社がこの約款以外の契約約款により提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 基礎的電気通信役務	事業法第7条に規定する電気通信役務
4 卸電気通信役務	電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信サービス
5 電話サービス	電話網を使用して行う電気通信サービス
6 通話等	通話（おおむね3kHzの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。）及び64kbit/sの伝送速度による符号、音響若しくは映像の通信
7 卸電話等サービス	卸電気通信役務であって、主として通話等の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）を使用して行う電気通信サービス（基礎的電気通信役務に係るものに限りません。）
8 契約者回線等	電話サービスに係る契約者回線
9 契約	当社から卸電話等サービスの提供を受けるための契約
10 契約者	当社と契約を締結している者

第2章 契約

(契約の締結)

第4条 当社は、別記1に規定する電気通信事業者との間において卸電話等サービスに関する契約を締結します。

(譲渡の禁止)

第5条 契約者が契約に基づいて卸電話等サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第6条 契約者は、契約を解除しようとする場合は、そのことをあらかじめ卸電話等サービスの契約事務を行う当社の事業所に書面により通知していただきます。

2 当社は、前項の規定により卸電話等サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(当社が行う契約者の解除)

第7条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 第10条（利用停止）の規定により卸電話等サービスの利用停止をされた契約者が、なおそ

の事実を解消しないとき。

(2) 契約者が、事業法第15条に規定する電気通信事業の登録の抹消を受けたとき。

2 当社は、契約者が第9条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務

の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、卸電話等サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(契約の解除があった場合の取扱い)

第8条 当社は、契約者の責めに帰すべき理由により契約が解除された場合には、契約者に対し、以下の費用の支払いを請求します。

(1) その契約の解除により発生した損害額

(2) その契約の解除に伴い卸電話等サービスの提供に係る電気通信設備を撤去した場合は、その撤去に係る実費

第3章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第9条 当社は、次の場合には、卸電話等サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2) 卸電話等サービスの通話等に係る特定の契約者回線等から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。）を発生させたことにより、現に通話等がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により卸電話等サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第10条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間、その卸電話等サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第13条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

2 当社は、前項の規定により卸電話等サービスの利用停止するときは、利用停止しようとする30日前までに契約者に対して書面により、その理由及び利用停止する期間を通知します。

3 当社は、第1項の事由が解消したと認める場合は、速やかに卸電話等サービスの利用停止の解除を行うものとします。

第4章 料金等

(料金)

第11条 当社が提供する卸電話等サービスに関する料金は、料金表に定めるところによります。

第5章 契約者の義務

(料金の支払義務)

第12条 契約者は、料金表に規定する卸電話等サービスに関する料金の支払いを要します。

(利用に係る契約者の義務)

第13条 契約者は、次に掲げる事項につき原則として事前に当社に通知していただきます。

ただし、事前に通知することが困難な場合には、事後速やかに通知していただきます。

(1) 名称、住所又は法人の代表者の変更

(2) 電気通信事業の譲渡若しくは譲受け又は法人の合併若しくは分割

(3) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散

(4) 電気通信事業の登録の取消し

(5) 電気通信事業法第8条第2項の規定による電気通信事業の一部の停止

(6) その他卸電話等サービスの提供に必要な事項

2 契約者は、卸電話等サービスの利用に当たり知り得た当社の技術上、経営上及びその一切の業務上の秘密を厳守し、これを第三者に漏らしてはならないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合又は当社の書面による同意を得た場合は、この限りではありません。

- 3 前項において、契約者は、取得した情報の利用については、本来の利用目的の範囲においてのみ使用することとし、不適正に流用してはならないこととします。
- 4 前2項の規定は、第7条及び第8条に規定する契約の解除後においても、その効力は失わないものとしします。
- 5 契約者は、卸電話等サービスの利用に当たり、当社の電気通信設備にふくそう、障害その他の損傷を与えないようにし、当社の電気通信役務の提供の妨害をしてはならないものとしします。
- 6 当社は、契約者が本条の規定に違反し当社に損害が発生した場合は、その発生した損害額の支払いを請求します。

別記

- 1 契約締結を行う電気通信事業者
平成22年2月1日以前に当社と契約を締結していた電気通信事業者
- 2 当社の維持責任
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

料金表
通則

料金の計算方法等、端数処理、料金等の支払い、料金の一括後払い、前受金、消費税相当額の加算及び料金等の臨時減免の扱いについては、契約者と協議の上別途定めるものとします。

料金
適用及び料金額

区分	料金額
卸電話サービス基本利用料（月額）	1,000 円（税込 1,080 円）

附則

(実施時期)

本約款は平成22年2月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。

この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。